

## 最優先交渉権者協議要領

1. 大牟田市と最優先交渉権者は、誠意をもって協議を行い、以下の書類の案を作成する。
  - (1) 業務に関する仕様書
  - (2) 業務に関する契約書
  - (3) その他契約書に必要な図書類

### 【契約書作成に当たっての留意事項】

#### ① 契約保証金

大牟田市契約規則第23条第1項に基づき、契約金額に100分の10以上の割合を乗じて得た額を契約保証金として契約締結の時までに収めること。ただし、同規則第23条の2第1項第3号に基づき、過去2年間に国等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であり、その者が契約を履行しない恐れがないと本市が認めた場合は、納付を免除する。

#### ② 支払条件

委託料の支払い方法については、概算払いで年4回（4月、7月、10月、1月）に分けて支払う予定である。

詳細な支払条件、精算方法等については、協議により決定する。

2. 最優先交渉権者は前項に基づく見積書を大牟田市に提出する。
3. 協議の期間は、休日を含み、概ね2か月間とする。
4. 協議が合意に達しない場合は、大牟田市は最優先交渉権者に文書をもって協議の終了を通知する。
5. 最優先交渉権者は、契約までの間、契約候補者となることを辞退することができる。その場合は、本市に理由を明記した文書をもって通知する。
6. 最優先交渉権者は、この協議に際し発生する費用を大牟田市に請求できないものとする。また、協議が不成立となった場合、一切の申し立てができないものとする。